

# 特定非営利活動法人 オーバー一定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 オーバーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県豊後大野市清川町三玉686番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童、障害者、高齢者等に対し、この近隣の地域で生活する上で困ったことが起った時、公的、私的、或は障害の有無等の垣根を越えてサポートできる事業又は、子どもの健全教育を図る事業を行うことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
3. 子どもの健全教育を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1. 介護保険法による居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、短期入所事業
2. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
3. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業(グループホーム事業・小規模多機能ホーム事業)
4. 幼児及び学童保育事業
5. 福祉等に関するよろず相談事業
6. 成年後見制度活用、相談事業
7. 不登校児等社会参加援助事業
8. 児童福祉法による小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム事業)
9. 一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業
10. 上記の事業に関わる者の宿泊事業
11. 障害者総合支援法による相談支援事業
12. 老人福祉法による有料老人ホーム事業
13. 子ども食堂事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

1. 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人及び団体で総会における議決権を有するもの。

2. 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する個人及び団体で総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件などは付さない。

- 2 会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したり、団体にあっては解散したとき。

2. 会員が、正当な理由なく会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告しても、それに応じないとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

1. この定款等に違反したとき。

2. この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3人以上

2. 監事 1人

2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の業務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。

2. この法人の財産の状況を監査すること。

3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

4. 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

5. 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。
1. 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  2. 職務上の義務違反があると認められるとき。
  3. その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第18条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は総会の決議により報酬を受けることができる。
- 2 報酬を受ける役員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
  - 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
  - 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(総会の構成)

- 第19条 総会は、この法人の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。
- 2 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会の機能)

- 第20条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
1. 定款の変更
  2. 解散
  3. 合併
  4. 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
  5. 事業報告及び活動決算
  6. 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  7. 会費の額
  8. 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第41条に同じ)
  9. 事務局の組織及び運営
  10. その他の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

- 第21条 定時総会は、毎年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    2. 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
    3. 第14条第4号の規定により監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

- 第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び2号の規定によって請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会における表決権等)

- 第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第42条の適用については、出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが、できない。

(議事録)

- 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 1. 日時及び場所
  - 2. 正会員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者にあっては、その数を付記すること)
  - 3. 審議事項
  - 4. 議事の経過の概要及び議決の結果
  - 5. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

- 第28条 理事をもって理事会を構成する。
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - 1. 総会に付議する事項
  - 2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - 3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- 1. 理事長が必要と認めたとき
  - 2. 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - 3. 第14条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の5日前までに理事に対して文書を発しなければならない。

(理事会の議事)

- 第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2 理事会における議決事項は、前条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
  - 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
  - 4 各理事の表決権は平等なものとする。
  - 5 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 6 前項の規定により表決した理事は、理事会の議決事項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 7 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
1. 日時及び場所  
2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)  
3. 審議事項  
4. 議事の経過の概要及び議決の結果  
5. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。  
1. 設立当初の財産目録に記載された財産  
2. 会費  
3. 寄付金品  
4. 事業に伴う収益  
5. 財産から生じる収益  
6. その他の収益

(資産の管理)

- 第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第35条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

- 第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画、活動予算及び決算)

- 第37条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経て定める。ただし、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収益費用は、成立した予算の収益費用とすることができる。
- 2 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。
- 3 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(予備費の設定及び決算)

- 第38条 削除

(予算の追加及び更正)

- 第39条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

- 第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

- 第42条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1)目的
  - (2)名称
  - (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
  - (5)社員の資格の得喪に関する事項
  - (6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
  - (7)会議に関する事項
  - (8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
  - (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
  - (10)定款の変更に関する事項

### (解散)

- 第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- 1. 総会の決議
  - 2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - 3. 正会員の欠亡
  - 4. 合併
  - 5. 破産
  - 6. 所轄庁による設立の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

- 第44条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した団体に譲渡すものとする。

### (合併)

- 第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置等)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
  - 4 理事は、事務局長もしくは職員と兼職できる。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜則

### (公告)

- 第47号 この法人の広告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に於いてこれを行う。ただし、貸借対照表の公示は当法人のホームページに於いてこれを行う。

### (細則)

- 第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の議決を経て、理事長が定める。

**附則**

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第15条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成17年5月31日までとする。

理事長 松田 正人  
専務理事 安藤 王人

理事 柴田 智美

監事 高山 幸一

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1. 正会員年会費 10,000円
2. 賛助会員会費 1,000円以上自由

**附則** この定款は、大分県知事の認証の日(平成29年 月 日)から施行する。ただし、第47条の貸借対照表の公示については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二八年6月七日法律第七〇号)の公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

※平成17年 6月 1日一部改正  
※平成18年 5月20日一部改正  
※平成18年 9月 7日一部改正  
※平成20年 5月11日一部改正  
※平成21年 5月 6日一部改正  
※平成24年 5月13日一部改正  
※平成27年 2月17日一部改正  
※平成29年 月 日一部改正